

憲法1問 旧司法試験平成8年第1問

団体Aが、講演会を開催するためY市の設置・管理する市民会館の使用の許可を申請したところ、Y市長は、団体Aの活動に反対している他の団体が右講演会の開催を実力で妨害しようとして市民会館の周辺に押し掛け、これによって周辺の交通が混乱し市民生活の平穏が害されるおそれがあるとして、団体Aの申請を不許可とする処分をした。

また、団体Bが、集会のために右市民会館の使用の許可を申請したところ、市民会館の使用目的がY市の予定している廃棄物処理施設の建設を実力で阻止するための決起集会を開催するものであることが判明したので、Y市長は、団体Bの申請を不許可とする処分をした。

右の各事例における憲法上の問題点について論ぜよ。

憲法1問

【答案構成】完成答案の1~2頁

第1 設問前段

1 (問)処分は、集会の自由を侵害し違憲か

↓

(1) この点、人権保障の根拠

↓

(2) よって、人権の制約の認定

↓

(3) もっとも、

公共の福祉による制約

ここで、違憲審査基準が問題

↓

この点、人権の重要性

また、二重の基準論

↓

そこで、厳格な審査基準

規範①②③に分け検討

↓

(4) 本件では、あてはめ

ア まず、規範①の検討

対立団体の存在=評価

↓

よって、規範①結論 否定

↓

イ 次に、規範②の検討

確かに、前半、しかし、後半

=評価

↓

よって、規範②結論 否定

↓

ウ 最後に、規範③の検討

集会開催を不許可=評価

↓

よって、規範③結論 否定

↓

(5) 以上より、

(問)に対する結論 違憲

<簡略化した答案の流れ>

旧司法試験憲法平成8年1問

第1 設問前段

1 Yの申請不許可処分はAの集会の自由(21条1項)を侵害し違憲か

↓

(1) この点、集会は健全な民主政治を維持するうえで重要な行動であるため、憲法21条1項で保障。また、地方自治法244条2項で、「公の施設」は、正当な理由が無い限り住民の利用を拒否できないと規定し、住民はその設置目的に反しない限り、その利用を原則的に認められる

↓

(2) よって、市民会館の利用拒否はAの集会の自由を実質的に制約

↓

(3) もっとも、集会の自由も絶対無制約ではなく「公共の福祉」(13条)による制約を受ける。では、本件の処分はかかる観点からの制約として許されるか ここで、違憲審査基準が問題

↓

この点、集会の自由は、健全な民主政治を維持するうえで重要な行動また、集会の自由のような精神的自由権一度侵害されれば民主制の過程での回復が困難なため、制約の合憲性は裁判所が厳格に判断すべき

↓

そこで、①集会行為が近い将来、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であり、②その実質的害悪が極めて重大であり、その害悪の発生が時間的に切迫しており、③当該規制が、その害悪を避けるために必要不可欠である場合に限り、制約を合憲とすべき

↓

(4) 本件では、どうか

ア まず、①につき、Aと意見が対立しているというだけでAの活動に反対する団体がAの「講演」に対し実際に実力行使に出るかは不明

↓

よって、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白ではない

↓

イ 仮に①を充足するとしても、次に②につき、交通が混乱し市民生活の平穏が害されるという点は、確かに実質的な害悪として極めて重大

↓

しかし、反対団体が講演時に即時に市民会館に押し掛けるかは不明

↓

よって、害悪発生が時間的に切迫してない

↓

ウ 最後に、③につき、集会の開催を禁止しなくとも市民会館周辺に警察官を配置すれば、別団体の接近や周辺交通の混乱を阻止可

↓

よって、不許可処分が害悪を避けるために必要不可欠ともいえない

↓

(5) 以上より、本件不許可処分は違憲

【答案構成】完成答案の3~4頁

第2 設問後段

1 処分は、集会の自由を侵害し違憲か

(1) 設問前段同様の審査基準で検討

↓

(2) 本件では、あてはめ

ア まず、規範①の検討

建設反対決起集会=評価

↓

よって、規範①結論 肯定

↓

イ 次に、規範②の検討

実力行使の性質=評価

↓

よって、規範②結論 肯定

↓

ウ 最後に、規範③の検討

集会開催を不許可=評価

↓

よって、規範③結論 肯定

↓

(3) 以上より、

(問)に対する結論 合憲

第2 設問後段

1 Y市長の申請不許可処分は、団体Bの集会の自由を侵害し違憲ではないか

(1) 以下、前述の基準(①②③)にしたがって検討

↓

(2) 本件では、どうか

ア まず、①につき、Bに市民会館の使用を許し「決起集会」が実際に開催されれば、そのまま実力行使が行われるおそれがある極めて高い
よって、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白

↓

イ 次に、②につき、実際に実力行使がなされた場合、住民と警察官の衝突が予想され、混乱が生じまた負傷者がいることも予想される

↓

よって、極めて重大な害悪が発生

↓

また、集会目的は決起集会→終了後直ちに実力行使が行われる可能性大

↓

よって、時間的に切迫

↓

ウ 最後に、③につき、決起集会が行われればその後実力行使が行われるのは不可避で、実力行使を防ぐには集会の開催を阻止するほかない

↓

よって、不許可処分は実質的害悪を避けるために必要不可欠

↓

(3) 以上より、不許可処分は合憲

以上